

JAPAN P&I NEWS

No. 725-15/04/17

瀬戸内海における「流し刺し網」漁業盛漁期間中の航行安全対策

来る4月20日より瀬戸内海全域において流し刺し網漁業の操業が開始されることから、同日より内海水先区水先人会が、瀬戸内海諸港の入出港時間規制など操業漁船とのトラブル回避のための船舶の航行安全対策を講じます。内海水先区水先人会発行の日本船主協会及び外国船舶協会宛文書（写）をご参考に供し、各船舶の安全航行を祈念いたします。

以上

日本船主責任相互保険組合

ロスプリベンション推進部

Tel: +81 3 3662 7229

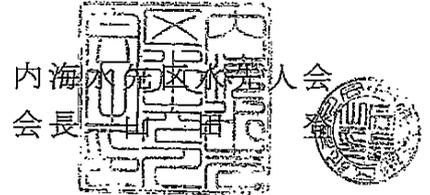
Fax: +81 3 3662 7107

E-mail: lossprevention-dpt@piclub.or.jp

Website: <https://www.piclub.or.jp>

2015.04.13
内海一技15-016

(一社) 日本船主協会 御中
外国船舶協会 御中



瀬戸内海における「流し刺し網」漁業盛漁期間中の
航行安全対策について(協力依頼)

拝啓 仲春の候、貴会ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素は当会水先業務に関し格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記「流し網漁業」は来る4月20日から瀬戸内海全域において操業が開始されます。

標記の航行安全対策に関しましては、関係官庁のご指導を始め本船並びに関係各位のご協力によりこれまで大きな事故の発生もなく経過して参りました。

ご承知の通り、流し網は網の長さが2,000mを超える海域が存在し、特に備讃瀬戸付近から燧灘にかけては出漁隻数も多く、例年航行船舶が航路内外で避航を余儀なくされる状況となっております。

つきましては、通航船舶と操業漁船の安全を図るため、別添のとおり、航行安全対策を講じさせていただきたく、皆様のご協力をお願い申し上げる次第です。

尚、本安全対策期間中における漁業関係者とのトラブルにつきまして、水先人へのステートメント作成要求には応じられません。

本船船長の報告書等を以って船社側で対処して戴くようお願い申し上げます。

敬 具

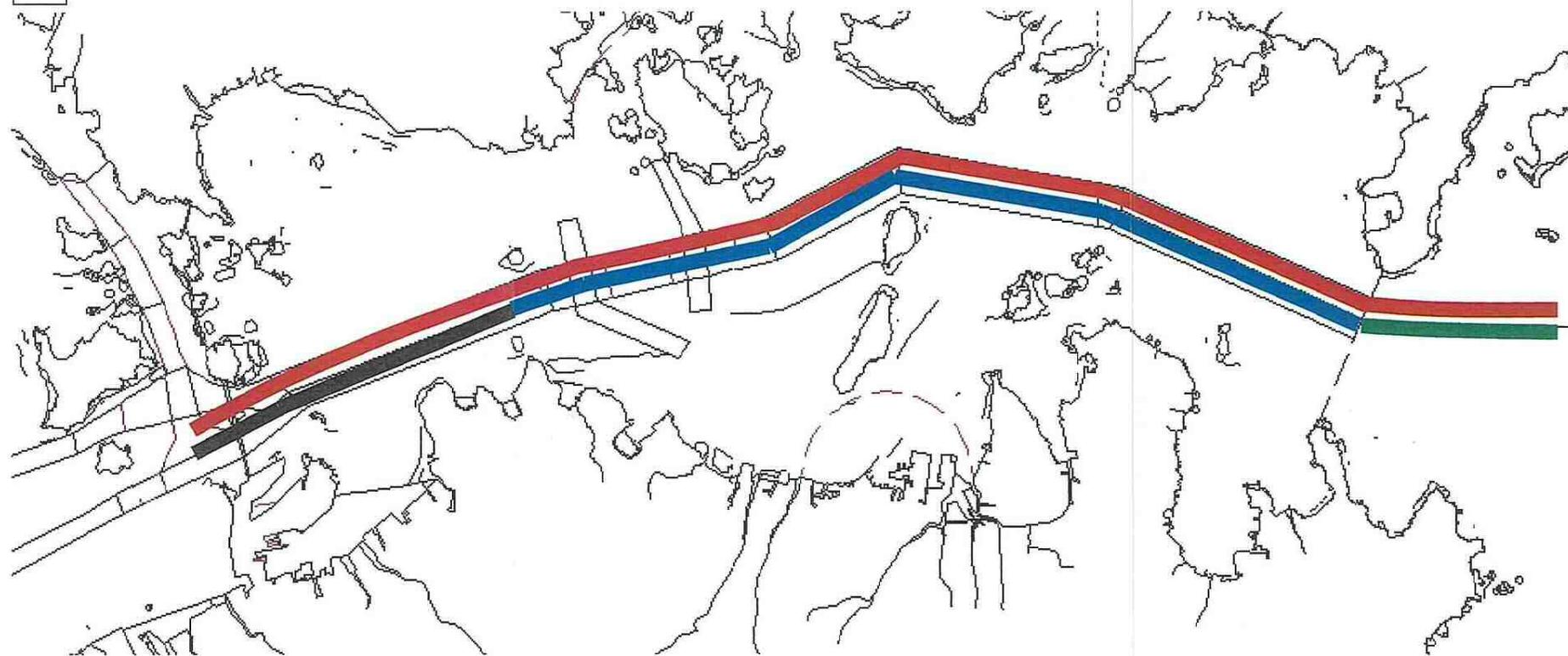
(写) 関係各位

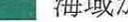
平成27年
流し網漁業航行安全対策

	安全対策実施場所	操業日	休漁日	安全対策
播磨灘	播磨灘航路 第1号灯浮標 ↕ 備讃瀬戸東航路 中央第7号灯浮標		土曜日(日没) ↓ 日曜日(日出)	(1) 水先人嚮導船舶は、18時(秋季は17時)迄に左記海域を航過する。 (2) 但し、やむを得ず18時(秋季は17時)以降に左記海域を航行する場合は、18時(秋季は17時)以降、翌朝日出時まで進路警戒船を配備する。
	備讃瀬戸東航路 中央第7号灯浮標 ↕ 大槌・小槌島 ↕ 大槌・小槌島 ↕ 水島航路 交差部付近	4月20日 ↓ 11月30日	日曜日(日没) ↓ 月曜日(日出) 土曜日(日没) ↓ 日曜日(日出)	
燧灘	東方面 ↕ 三島川之江港	4月20日 ↓ 11月30日	土曜日(日没) ↓ 日曜日(日出)	(1) 入港 ESライン又は備後灘航路第7号灯浮標を日出以降の通過とし、港外着は18時迄とする。 ① ESライン通過時刻: 来島海峡航路出航後20分。 ② 備後灘航路第7号灯浮標通過時刻: 備讃瀬戸北航路出航後20分。 イ) 港外着が18時以降と予測される船舶については翌朝(日出以降)、ESライン又は備後灘航路第7号灯浮標を通過するよう、水先人乗船時刻を調整する。 ロ) 秋季～冬季において西方面から三島川之江港に入港する場合、18時以前であっても流し網に遭遇する恐れがあるため備後灘航路第2号灯浮標から鍋磯への迂回航路を含め安全な航路を選定する。 (2) 出港 離岸を16時迄とする。 イ) 16時以降の離岸は当該港の検疫錨地付近で投錨仮泊し翌朝(日出以降)に抜錨出港する。 ロ) 秋季～冬季において三島川之江港から西方面に出港する場合、日没が早くなっている為通常航路では流し網に遭遇する恐れがある為、操業区域の航行予定が18時以前であっても鍋磯から備後灘航路第2号灯浮標への迂回航路を含め安全な航路を選定する。 (3) その他 秋季～冬季とは9月1日～12月31日。
	西方面 ↕ 三島川之江港	4月20日 ↓ 8月31日 ↓ 10月1日 ↓ 12月31日	土曜日(日没) ↓ 日曜日(日出)	
	東方面 ↕ 新居浜港	4月20日 ↓ 12月31日	土曜日(日没) ↓ 日曜日(日出)	
	西方面 ↕ 新居浜港	4月20日 ↓ 8月31日 ↓ 10月1日 ↓ 12月31日	土曜日(日没) ↓ 日曜日(日出)	
	三田尻中関港	9月1日～12月31日		入港は港外着06時～17時迄とする。

香川県・岡山県の漁業許可期限に合わせた処置。

夜間「流し網」に対する進路警戒船配備区間



- | | | | |
|---|------------------|---|--|
|  | 播磨灘#1ブイ～水島航路交差部 | → | 月曜日(夕刻)～土曜日(日出)に進路警戒船が必要となる海域。 |
|  | 播磨灘#1ブイ～備讃瀬戸#7ブイ | } | 日曜日(夕刻)～月曜日(日出)に進路警戒船が必要となる海域。
( 海域が休漁の為。) |
|  | 大槌島・小槌島～水島航路交差部 | | |
|  | 備讃瀬戸#7ブイ～大槌島・小槌島 | → | 土曜日(夕刻)～日曜日(日出)に進路警戒船が必要となる海域。
(  海域が休漁の為。) |